平成２３年（フ）第２８号
北海道常呂郡訓子府町西幸町16番地　幸栄団地11号
破産者　関　　佳子
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
山形県北村山郡大石田町大字横山117番地
破産者　尾内藏之助
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５９号
山形県北村山郡大石田町大字大石田丙215番地２
破産者　阿部　恭一
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４９６号
横浜市西区中央２丁目11番５―301号
破産者　石黒　武史
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２８号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目16番12号
破産者　松井　正司
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６７４号
横浜市戸塚区川上町497番地　県営川上団地２棟101号
破産者　大渕　　實
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６７５号
横浜市戸塚区川上町497番地　県営川上団地２棟101号
破産者　大渕富士江
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８８号
香川県高松市一宮町1105番地、開始決定時の住所高松市香川町大野2571番地25
破産者　柴﨑　好正
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３号
福岡県行橋市行事７丁目23番47号榎木アパート３号
破産者　見立　　望
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
沖縄県糸満市字阿波根1530番地　阿波根宿舎１棟604号
破産者　髙崎　則行
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１７２９号
名古屋市昭和区川名町４丁目35番地
破産者　水谷金網工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
2　一般調査期日　平成24年１月19日午後３時10分
平成23年11月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４５号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目58番８号
破産者　丸善興産株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
2　一般調査期日　平成24年１月26日午前10時30分
平成23年11月10日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６０号
兵庫県姫路市岡田156番地の４
破産者　株式会社内海
1　破産債権の届出期間　平成23年12月15日まで
2　一般調査期日　平成24年２月17日午前10時
平成23年11月10日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５６７４号
大阪市東住吉区杭全６丁目２番17―４Ｉ号
破産者　倉瀬　雅之
1　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
2　一般調査期日　平成24年１月26日午後３時30分
平成23年11月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５２号
埼玉県比企郡ときがわ町大字五明354番地１
破産者　村山　桂子
1　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
2　一般調査期日　平成24年１月31日午後２時
平成23年11月10日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９４０号
大阪府高石市西取石８丁目４番14号
破産者　株式会社マミーフーズ
1　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
2　一般調査期日　平成24年２月23日午前10時
平成23年11月10日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
北海道帯広市西17条北２丁目６―２　笹原マンションＡ・１―２号室、破産手続開始決定時の住所北海道河西郡芽室町東４条10丁目１―７　荒木忍方
破産者　荒木　則夫
1　破産債権の届出期間　平成24年１月12日まで
2　一般調査期日　平成24年２月23日午後１時40分
平成23年11月10日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第７１号
熊本県人吉市西間上町2352番地の３
破産者　有限会社人吉フーズ
異議申述期間　平成24年１月４日まで
平成23年11月11日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１１８号
熊本市小山６丁目17番11号、開始決定時の住所熊本県人吉市上田代町1020番地
破産者　板橋　伸介
異議申述期間　平成24年１月４日まで
平成23年11月11日
熊本地方裁判所民事第１部